

議案第 15 号

関市事業所従業者等生活資金融資条例の廃止について

関市事業所従業者等生活資金融資条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 14 日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

関市事業所従業者等生活資金融資制度を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市事業所従業者等生活資金融資条例を廃止する条例

関市事業所従業者等生活資金融資条例（昭和 5 3 年関市条例第 1 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申込みに係る資金の融資並びにその融資に係る資金の預託、取消し及び損失補償については、なお従前の例による。